



平成 21 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 リゾートソリューション株式会社
代表者名 代表取締役社長 平田 秀明
(コード番号 5261 東証第一部)
問合せ先 取締役総務部長 稲富 英利
(TEL . 03-3344-8811)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の(一部)変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 116 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社および子会社の事業内容については時代に合わせて変化しているため、事業の現状に即し、現行定款第 2 条に以下の変更を行なうものであります。
 - 事業内容の明確化を図るため、「運営受託」の文言を追加。(現行定款第 2 条 1～5)
 - 貸金業廃業に伴い、貸金に関する事業目的を削除。(現行定款第 2 条 14)
 - パイプ事業に関する事業目的を削除。(現行定款第 2 条 33、34)
- (2) 株券の電子化を目的に、「株券等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 8 号)」が平成 21 年 1 月 5 日に施行されました。この法令の施行に伴い、上場企業では株券を発行する旨の定款の規定が廃止されたものとみなされ、当社でも同日付で株券を廃止しております。
 - これに関連して、現行定款第 2 章の条文に必要な変更を行なうとともに、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間は、株券喪失登録簿を作成し備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3) 自社運営施設等でも当社株主総会が開催できるよう、現行定款第 12 条 2 項に規定されている株主総会の開催場所についての制限を削除するものであります。
- (4) その他、表現の見直し、及び条数の調整等の事務的な変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

別紙の通りです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日(金)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(金)

定款変更新旧対照表

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 レジャー施設(別荘、コンドミニウム、ペンション、マンション、ホテル、旅館等の宿泊住居施設、ゴルフ場、テニス場、スキー場、アスレチック、プール、マリナー等の屋内、屋外、陸上、水上各種スポーツ施設、遊園地、遊戯場等の娯楽施設、劇場、映画館、催事会場、カルチャーセンター等の催物施設、多目的温泉保養施設等の保養施設)、エステティック等の美容施設および結婚式場等の冠婚葬祭施設の企画、建設、経営ならびにその施設の所有権、利用権およびクラブ会員権の売買ならびに仲介</p> <p>2 レストラン、食堂、喫茶店ならびに宿泊施設、スポーツ施設、娯楽施設、催物施設等における売店の経営</p> <p>3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づくカフェー、バー、ナイトクラブ、ディスコの企画、建設ならびに経営</p> <p>4 前1号、2号、3号の諸施設を有するリゾート事業の開発と経営</p> <p>5 アスレチック、テニス、ゴルフ、スキー、スケート、スイミング、スキューバダイビング等の屋内、屋外、マリン各種スポーツ教育施設の経営</p> <p>6~13 (条文省略)</p> <p><u>14 金銭の貸付、債務の保証ならびにクレジットカード業</u></p> <p><u>15~32 (条文省略)</u></p> <p><u>33 強化プラスチック複合管等各種導管およびその付属品の製造ならびに販売</u></p> <p><u>34 各種セメント製品の製造ならびに販売</u></p> <p><u>35~52 (条文省略)</u></p> <p>第3条~第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 レジャー施設(別荘、コンドミニウム、ペンション、マンション、ホテル、旅館等の宿泊住居施設、ゴルフ場、テニス場、スキー場、アスレチック、プール、マリナー等の屋内、屋外、陸上、水上各種スポーツ施設、遊園地、遊戯場等の娯楽施設、劇場、映画館、催事会場、カルチャーセンター等の催物施設、多目的温泉保養施設等の保養施設)、エステティック等の美容施設および結婚式場等の冠婚葬祭施設の企画、建設、経営、<u>運営受託</u>ならびにその施設の所有権、利用権およびクラブ会員権の売買ならびに仲介</p> <p>2 レストラン、食堂、喫茶店ならびに宿泊施設、スポーツ施設、娯楽施設、催物施設等における売店の経営、<u>運営受託</u></p> <p>3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づくカフェー、バー、ナイトクラブ、ディスコの企画、建設ならびに経営、<u>運営受託</u></p> <p>4 前1号、2号、3号の諸施設を有するリゾート事業の開発と経営、<u>運営受託</u></p> <p>5 アスレチック、テニス、ゴルフ、スキー、スケート、スイミング、スキューバダイビング等の屋内、屋外、マリン各種スポーツ教育施設の経営、<u>運営受託</u></p> <p>6~13 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>14~31 (現行どおり)</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>32~49 (現行どおり)</u></p> <p>第3条~第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は1,000株とする。 <u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。臨時株主総会は必要ある場合に招集する。 <u>2 株主総会は本店所在地またはその隣接地において開催する。</u></p> <p>第13条~第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条~第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は1,000株とする。 (削除)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。臨時株主総会は必要ある場合に招集する。 (削除)</p> <p>第12条~第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条~第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>

現行定款	変更案
<p>第 27 条～第 28 条（条文省略）</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 29 条～第 33 条（条文省略）</p> <p>（監査役会規程）</p> <p>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第 35 条～第 40 条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第 26 条～第 27 条（現行どおり）</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 28 条～第 32 条（現行どおり）</p> <p>（監査役会規則）</p> <p>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>第 34 条～第 39 条（現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>

以 上